

DV被害でお悩みの方へ

2020年8月25日
在ブリスベン総領事館

在ブリスベン総領事館が提携しているクイーンズランド（QLD）州のDV被害者支援団体「Migrant Women's Emergency Support Service : MWESS」の日本人ケースワーカーから、DV被害でお悩みの方へ向けた情報提供がありましたので、参考にして下さい。

尚、DV（ドメスティックバイオレンス）の定義等については、下記 MWESS のHP（日本語）に記載があります。

<http://www.iwss.org.au/wp-content/uploads/2014/11/Japanese-WhatIsDV.pdf>

<http://www.iwss.org.au/wp-content/uploads/2013/12/PC-Japanese.pdf>

QLD州政府作成のDVに関する日本語資料は以下の州政府HPをご覧ください。

https://www.qld.gov.au/data/assets/pdf_file/0020/133166/dfv-japanese-brochure-everyone-has-the-right-to-feel-safe-at-home.pdf

DV被害者が知っておくべき点

- DV被害を受けているかもしれないと思っている方は「一人ではない」。あなたの話を理解し、サポートできる人が周りにいるという事を忘れないで下さい。
- DVは暴力、暴言にて危害を加える事を選択した加害者本人の責任であり、そのターゲットにされた被害者は悪くありません。
- 各州に1800で始まる無料のDVホットラインがあります。
24時間対応の所も多く、通訳サービスを利用して話を聞いてくれます。
- DVサポートサービスには守秘義務があります。差し迫った命の危険がない限り、相談内容が本人の許可無しに外へ漏れることはないので安心して相談できます。
- DVかどうかわからない場合でも相談して下さい。
自分で判断する必要はありません。
- 身の危険を感じたら警察に連絡して下さい。その際に、必要があれば通訳を依頼したいこと、相手がいないところで話したいこと等の要望も伝えて下さい。
- 「シェルター」または「レフュージ」と呼ばれるDV被害者用の避難所もあります。
永住権や収入がなくても入居出来ます。

被害者に見られる特徴

- 自分の意見が言えない。相手に対して「NO」とはっきり言えない。
- 「自分さえ我慢すれば良いんだ…」、「相手を支えられるのは私しかいない」、「相手は私無しでは生きていけない」等と信じている。
- 語学に自信がなく、全ての決断を相手に委ねている。

対処法

- とにかく相談をしてどのようなオプションが有るのかを確かめてみる。まずは情報収集をしてから最終的な決断をすればよい。
- 相談後、Safety Plan という安全に逃げ出すためのプランをたてる。
- 日記をつける。

- 自分で警察に電話ができない場合は、信頼できる友人、ご近所又は子供（成長していれば）と予め「合言葉」を決めておき、必要な時に警察に連絡してもらう。